

社会福祉法人 野の花学園
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人野の花学園（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び顧問（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬の総額）

第2条 理事に対して、各事業年度の総額が40万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 監事に対して、各事業年度の総額が30万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

（常勤役員の報酬）

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（非常勤役員等の報酬）

第4条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（非常勤役員等の報酬の算定方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の報酬の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬については、別表1に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、その日に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、平成20年4月1日より適用する。

2 この規程は、平成28年11月25日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成30年6月28日に改正し、平成30年7月1日から施行する。

（全面改正）

4 この規程は、令和2年6月29日に改正し、同日から施行する。（顧問の報酬）

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）理事及び評議員等

内 容	日 額
理事会または評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（2）監事

内 容	日 額
理事会及び評議員会への出席	10,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円